

東京都行政書士会足立支部会員 メーリングリスト利用規約

第1条（目的）

足立支部会員メーリングリスト（以下、「本ML」という。）は、東京都行政書士会足立支部（以下、「支部」という。）の会員間の情報交換、支部からの業務連絡を通して、会員間相互の交流を図るとともに、行政書士の品位の保持、行政書士業務の改善進歩を図ることを目的とする。

第2条（管理・運営）

本MLの管理責任者は支部長とし、広報部が所管し、高度情報通信推進委員（ICT担当者）が管理および運営する。

第3条（参加資格）

本MLの参加にあたっては、支部会員であるとともに、以下のいずれにも該当しないことを要する。

- (1) 第10条の除名処分を受けた者
- (2) 支部細則第29条の4の処分を受けた者
- (3) 支部会費を滞納している者

第4条（参加方法）

本MLの参加方法は、支部があらかじめ用意した所定の用紙に必要事項を記入のうえ、支部が指定する提出先に提出することとする。

第5条（禁止事項）

本MLの利用にあたっては、以下の行為を禁止する。

- (1) 公序良俗に反する発言または投稿
- (2) 犯罪的行為に結びつく発言または投稿
- (3) 他の者を誹謗中傷する発言または投稿
- (4) 他の者の財産、プライバシー等を侵害する発言または投稿
- (5) 他の者に不利益を与える発言または投稿
- (6) 本MLの趣旨から外れた商業利用の宣伝行為
- (7) 宗教的、政治的発言または投稿（東京行政書士政治連盟からの告知を除く）
- (8) 特定の個人から個人に宛てる発言または投稿
- (9) 支部への提言や質問等に該当する発言または投稿
- (10) 送信者および本ML管理者に断りなく本MLに投稿されたメールを外部に転送または転載
- (11) その他支部役員会で決定した事項

第6条（発言・投稿内容の責任）

本MLの発言・投稿の文責は発言者・投稿者に帰属し、支部はその責任を負わない。

第7条（損害の免責）

参加者は本MLの利用によりなされた一切の行為とその結果について責任を負う。参加者が本MLの利用によ

り支部または第三者に損害を与えた場合、当該参加者の自己の責任と費用をもって損害を賠償するものとし、支部は一切責任を負わないものとする。

第8条（脱退）

参加者はいつでも自由に本MLのシステム「Google グループ」の手続きにより脱退することができる。

第9条（投稿の削除）

管理責任者は支部役員会の承認を経て、下記のいずれかに該当する発言または投稿を削除することができる。

- （1） 本名の明らかなでない発言または投稿
- （2） 第5条第1号から第9号および第11号のいずれかに該当する発言または投稿
- （3） 第10条の処分を受けた者からの発言または投稿
- （4） その他、支部が不適切と判断した発言または投稿

第10条（除名処分）

管理責任者は支部役員会の承認を経て、下記のいずれかに該当する者を本MLから除名処分することができる。

- （1） 支部会費を滞納するに至った者
- （2） 第5条各号のいずれかに該当する行為を行った者
- （3） その他、支部が不適切と判断した発言または投稿を複数回にわたり行った者

第11条（保守管理）

本MLはGoogle グループを利用するものであるため、システムの保守管理はGoogle に依存し、支部は関与しない。Google の事情によるシステムの停止、データの消失、その他技術上のトラブルに関しては、支部はその責任を負わない。

第12条（発言・投稿文書の保存）

過去の発言・投稿文書はGoogle グループのサーバーに保存するものとし、保存の期間および容量はGoogle の裁量によるものとする。支部はこれらの保存を行わない。

第13条（改変・閉鎖）

支部は将来においていつでも、本MLの形態の大幅な改変もしくは閉鎖をすることができる。その場合、参加者は支部に損害賠償を請求できない。

第14条（改正）

- 1 本規約は支部役員会の決定で改正できるものとする。
- 2 前項により改正された場合、その時点におけるML参加者は、改正後の規約に同意したものとみなす。

附則 本規約は平成30年6月25日から施行する。